式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第百二十六条の二十二第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等に」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等に」と、法第六十六条第一項中「若しくは議決」とあるのは「、議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等を」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせんを」と、「適格性の認定等に」とあるのは「認定又はあつせんに」と、同条第二項及び第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第一項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得特定優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用）

第二条の十二の八　第二十九条の二十八の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十四条の二第五項（法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「附則第二条の十二の七」と、同条第一号及び第二号中「法第百二十六条の三十一」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

附則第二条の十六の次に次の一条を加える。

（特定負担金の決定に係る報告事項）

第二条の十七　法附則第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法附則第七条第一項に規定する業務（法第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、法第百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく追加的特定資金援助、法第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。）及び法附則第十条第七項に規定する措置（特別監視金融機関等について設けた法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る収益の金額及びその明細

二　法附則第十五条の二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付され収納した金銭（特別監視金融機関等について設けた同項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。）の金額

三　法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四条第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

附則第六条第四号中「（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の六第三項第一号中「この条」を「この号及び次号」に改め、同項に次の二号を加える。

三　預金保険法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等　次に掲げる株式の引受け又は取得

イ　預金保険法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け

ロ　当該金融機関等（預金保険法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第百二十六条の二十二第五項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）により当該発行金融機関等の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社となつたものに限る。）から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得

四　預金保険法第百二十六条の二十二第五項に規定する対象子法人等　同条第七項において読み替えて準用する同法第百七条第三項の規定により行われる金融機関等（同法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。）による株式の引受け

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第三条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第五章」の下に「若しくは第七章の二」を加える。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表附則第八条第一項第四号の項中「事業の譲受け等」の下に「若しくは特定事業譲受け等」を加える。

（金融庁組織令の一部改正）

第五条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「者（以下」を「者（第十一条第一項第一号及び第二号において」に改める。

第三条第二号中「第二百十三条第一項から第四項まで」の下に「、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項」を加える。

第四条第一項第三号中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削り、「あっせん」の下に「並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。同号において同じ。）の特定適格性の認定及びあっせん」を加え、同項第五号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻（たん）処理制度」に改める。

第十九条第一項第八号中「あっせん」の下に「並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等の特定適格性の認定及びあっせん」を加える。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条の二」に改める。

第三十条の三第二号中「おおむね十五年以内に」を削る。

第七章中第三十六条の前に次の一条を加える。

（預金保険法を適用する場合における同法の規定の読替え）

第三十五条の二　法第五十四条の規定により預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の規定を適用する場合における同法第百三十六条及び第百三十七条の規定の適用については、同法第百三十六条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項及び同条第一項において同じ。）を含み、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関（金融機関代理業者